

海老名市ホームページ広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、海老名市有料広告事業基本要綱（平成18年4月25日制定。以下「要綱」という。）第5条及び第6条の規定に基づき、海老名市ホームページの広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市ホームページ 海老名市が管理するWEBページのことをいう。
- (2) バナー広告 市ホームページから広告主の指定するWEBページに直接リンクさせるための広告画像をいう。

(広告の種類)

第3条 市ホームページに掲載する広告の種類は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(広告の規格等)

第4条 掲載する広告の1枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル×横120ピクセル
- (2) データ容量 10キロバイト以内
- (3) 画像形式 GIF（アニメーション可、透過GIF不可）、JPEG又はPNG

2 市ホームページに掲載する広告は、市の広報媒体としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、市民に不利益を与えないものとし、広告の内容及びデザイン等については、市長が審査を行うものとする。

3 広告表現に関する基準は、要綱第3条第2項に規定する有料広告掲載基準に定めるところによる。

(広告の掲載料)

第5条 広告の掲載料（以下「掲載料」という）は、規格1枠につき月額15,000円と

する。

(広告の掲載位置)

第6条 広告を掲載する位置は、市ホームページ内のトップページとする。

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間(以下「掲載期間」という。)は、毎年6月1日から翌年5月31日までとし、6箇月単位を原則とし、12箇月を超えない期間とする。

2 市長は、必要と認めるときは、掲載期間を指定することができるものとする。

3 広告掲載の開始日は、月の初日とし、終了日は、月の末日とする。

(広告掲載期間の延長)

第8条 広告掲載期間内に、市の都合で市ホームページを閉鎖した場合は、次の各号に掲げる閉鎖した時間に応じ、当該各号に定める日数の掲載期間を延長する。広告主の責に帰さない理由により、広告を掲載できなかった場合も同様とする。ただし、広告主の事由で延長できないときは、延長しないこととする。

(1) 連続して12時間以上24時間以内 1日

(2) 連続して24時間を超えたとき 閉鎖した日数+1日

(広告掲載の募集)

第9条 広告掲載の募集は、市ホームページ等で公募することとする。

(広告掲載の申込み)

第10条 市ホームページへの広告掲載希望者は、広告掲載の申込期間内に、海老名市ホームページ広告掲載申込書(第1号様式)により、市長に申し込むものとする。

(広告掲載の申込み期間)

第11条 広告掲載の申込み期間は、毎年4月1日から4月30日まで及び毎年10月1日から10月31日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(広告掲載の決定)

第12条 市長は、第10条の規定により申込みがあったときは、申込期限後、内容を審査し、速やかに広告掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の広告掲載の可否を決定したときは、海老名市ホームページ広告掲載決定通知書（第2号様式）により広告掲載希望者に通知するものとする。

（広告掲載位置の決定）

第13条 市長は、広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）が複数のときは、次の各号に掲げる当該各号の順位により掲載位置を最上部から優先的に決定する。この場合において、同順位の者が複数のときは、掲載希望月数が多い者を優先することができる。

- （1）国、地方公共団体、公社、公益法人及びそれに類する者
- （2）海老名市内に事業所等を有する公共的性格のある私企業又は自営業者
- （3）海老名市内に事業所等を有する前号に規定する以外の私企業又は自営業者
- （4）海老名市に競争入札資格を有する事業者
- （5）前3号以外の事業者

2 前項の方法により掲載順位を決定できないときは、抽選により決定する。

3 申込み期間を経過して申し込みをした場合の掲載位置は、既に決定した掲載位置を除き、前2項に規定する順位で決定する。

（広告原稿の作成及び提出）

第14条 広告主は、広告原稿を市長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（掲載料の納入）

第15条 広告主は、指定する期日までに納入通知書により、掲載期間に係る掲載料を一括して納付しなければならない。

（審査及び協議）

第16条 市長は、広告の内容及びデザイン等について、市ホームページの信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、審査を行うとともに、広告主と必ず協議しなければならない。

（広告内容の変更）

第17条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のWEBページ内容等（以下「掲載内容等」という。）が各種法令又は要綱若しくはこの要領等に違反し、又はそのおそれがあると判断したときは、広告主に対して掲載内容等の変更を求めることができる。

（広告掲載決定の取消し）

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- （1） 指定する期日までに掲載料の納入がないとき。
- （2） 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- （3） 前条の規定による掲載内容等の変更の求めに応じないとき。
- （4） 広告主又は掲載内容等が、法令又は要綱若しくはこの要領等に違反し、又はそのおそれがあり、前条の規定による変更をしても解消できないとき。
- （5） その他市ホームページへの広告掲載が適切でないと判断したとき。

（広告掲載の取下げ）

第19条 広告主は、自己の都合により、市ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納入済みの掲載料は返還しない。

（掲載料の返還）

第20条 市長は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載をすることができなくなったときは、納入済みの掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する掲載料は、掲載を取り消した日の属する月の翌月以降の納入済月額額の総額とする。

3 前項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

4 市長は、広告が掲載できなかったことにより広告主に生じるいかなる損害につい

ても、掲載料の返還以外の責めを負わないものとする。

(広告主の責務)

第21条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

(リンク先の変更)

第22条 広告主は、広告のリンク先を変更しようとするときは、当該変更の1週間前までに広報主管課に連絡するものとする。

(禁止する表現)

第23条 次に掲げる表現は、禁止する。

- (1) 「閉じる」、「はい」、「いいえ」、「キャンセル」等操作手順を模した表現
- (2) アラートマークを模した表現
- (3) ラジオボタンを模した表現
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）を模した表現
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）を模した表現
- (6) 市の事業であると錯誤しやすい表現
- (7) 前各号に掲げるもののほか、利用者の意に反した動きをする表現又は利用者に誤解を与え、若しくは誤解を与えるおそれのある表現

(その他の基準)

第24条 広告主は、ページデザイン及び使いやすさを保持するために次の事項に留意するものとする。

(1) GIFアニメーションを用いる場合は、次のとおりとする。

ア コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは使用しない。

イ 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を2秒以上とする。

ウ その他画面が点滅するものは、点滅間隔を100分の40秒以上とする。

(2) 色調については、文字色と背景色のコントラスト（明度差）を十分にとり、また、背景に模様のある画面や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取る等、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

(3) 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(免責事項)

第25条 広告主は、次に掲げる事由により広告の掲載が一時的に停止する場合において、当該停止に係る掲載料の還付及び損害の補償を市に請求できないものとする。

(1) システム再起動に係る一時的なサービス停止

(2) 保守作業、システム更新作業等に伴う一時的なサービス停止

(3) 火災、地震、水害、落雷等の災害又はサーバ、通信回線等の事故若しくは障害による停止

(委任)

第26条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年6月1日から施行する。

《平成18年7月1日制定》

《平成20年4月1日一部改正》

《平成25年4月1日一部改正》

《令和4年3月1日一部改正》

《令和5年6月1日一部改正》

海老名市ホームページ広告掲載申込書

海老名市長

海老名市ホームページへの広告掲載を以下のとおり申し込みます。

広告掲載希望者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	ふりがな 代表者職氏名			
	ふりがな 担当者氏名			
	連絡先	TEL		
		FAX		
		Eメール		
業 種				
掲載希望期間 (1つを選択)	<input type="checkbox"/>	年 6月1日から	年 11月30日まで (6箇月)	
	<input type="checkbox"/>	年 6月1日から	年 5月31日まで (12箇月)	
	<input type="checkbox"/>	年 月1日から	年 月 日まで (箇月)	
(掲載期間は、原則6箇月単位で最長12箇月です。)				
掲載希望枠数	枠			
リンク先URL	http://			
広告の内容 (バナーの内容案を ご記入ください)	リンク先の広告の見本を添付してください。			
そ の 他	申込みにあたっては、海老名市ホームページ広告取扱要領の内容を遵守します。			

第2号様式（第12条関係）

海老名市ホームページ広告掲載決定通知書

年 月 日

様

海老名市長

(公印省略)

次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 区 分	トップページ へ <input type="checkbox"/> 掲載します <input type="checkbox"/> 掲載しません
	掲載しない理由
掲 載 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (箇月間)
掲 載 料	円 (15,000円× 箇月)